指定自動車整備事業者に係る封印受領書

令和　　年　　月　　日

**一般社団法人愛知県自動車会議所　殿**

下記の自動車に取付ける封印（　　　個）を受領しました。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 区　分 | | | 自 動 車 登 録 番 号 | 車 　台　 番　 号 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |

※区分欄は、新規、移転、変更、番変、交換、再交付、再封印の別を記入して下さい。

指　 定 　番 　号 　 　 名・中 指　第　　　　　　　　　号

指定整備事業者名

事業場の名称及び

所在地

　　　　　　　　　　　　電　 話 　番 　号

封印受領者の氏名

お願い

１. 中古車新規の場合

運輸支局等で登録番号が決定した後、その番号を記入し、会議所「登録番号標交付窓口」に自動車検査証、譲渡証明書等の写し、保安基準適合証の写し等を添え提出し、封印を受領して下さい。

２. 移転登録、変更登録、番号変更の場合

運輸支局等で登録番号が決定した後、その番号を記入し、会議所「登録番号標交付窓口」に自動車検査証、登録事項等通知書等を添え提出し、封印を受領して下さい。

３. 交換、再交付の場合

会議所「封印窓口」に自動車検査証の写し、承認印のある交換再交付申請書または交換再交付引換証を添え提出し、封印を受領して下さい。

４. 再封印の場合

会議所「封印窓口」に自動車検査証の写し、写真、整備依頼書及び封印請求書を添え提出し、封印を受領して下さい。

５. 封印受領書は、控えを作成するとともに封印取付け台帳と併せて２年６ヶ月保管して下さい。

６. 出張封印を行う場合は、別途「出張封印確認書・軽自動車用車両番号標後返納確認書」を提出して下さい。

※２部作成（会議所提出・控え）